〈別表1〉 宮崎県障がい者スポーツ大会競技・種目

1　陸上競技

◎男女別・年齢区分別　　▲男女別・年齢区分なし

障害区分＼競技種目					競走							跳躍			投てき			
					※1 50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーンバッグ投
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断、片前腕切断　片上肢不完全 片上腕切断　片上肢完全	◎	◎				※3 ◎			◎	◎	◎	◎	◎	
			2	両前腕切断、片前腕・片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎						▲	◎	◎				
			3	両上腕切断　両上肢完全	◎	◎						▲	◎	◎				
		下肢	4	片下腿切断　片下肢不完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	
			5	片大腿切断　片下肢完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	
			6	両下腿切断	◎	◎							◎		◎	◎	◎	
			7	片下腿・片大腿切断、両下肢不完全	◎								◎		◎	◎	◎	
			8	両大腿切断　両下肢完全											◎	◎	◎	
		体幹	9	体幹	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	10	第６頸髄まで残存	◎	◎					◎							◎
			11	第７頸髄まで残存		※3 ◎	※3 ◎		※3 ◎	※3 ◎	◎							◎
			12	第８頸髄まで残存							◎				◎	◎	◎	
			13	下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎		◎						◎	◎	◎	
			14	下肢麻痺で座位バランスあり		※3 ◎	※3 ◎		◎	◎					◎	◎	◎	
			15	その他車いす											◎	◎	◎	
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	16	四肢麻痺で車いす使用	◎						◎							◎
			17	けって移動	◎						◎							◎
			18	片上下肢で車いす使用	◎						◎					◎	◎	
			19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎				◎	◎	◎	
			20	その他走不能											◎	◎	◎	
			21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎			◎			◎	◎	◎	◎	◎	
			22	その他走可能	◎	◎	◎			◎			◎	◎	◎	◎	◎	
	4		23	電動車いす常用							◎							◎
視覚障害 ※4			24	視力０から０．０１まで	◎	◎	◎		◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	
			25	その他の視覚障害	◎	◎	◎		◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害			26	聴覚障害	◎	◎	◎		◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎	
知的障害			27	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎		▲	◎	◎		◎	◎	
内部障害			28	ぼうこう又は直腸機能障害	◎					◎			◎	◎		◎	◎	

※1　50m走で使用する車いすは日常生活用とする。

※2　体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する）。
ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

※3　複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技を行い、順位を決定する。

※4　視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※5　障害区分24は、光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

2　卓　球

◎男女別、年齢区分別　　● 男女別　　※精神は年齢区分なし

			No.	障害区分	卓球	ＳＴＴ
肢体不自由	1	上肢障害	1	片上肢障害	◎	
			2	両上肢障害	◎	
		下肢障害	3	片下腿切断、片下肢不完全	◎	
			4	片大腿切断、両下腿切断 片下肢完全、両下肢不完全	◎	
			5	片下腿・片大腿切断 両大腿切断、両下肢完全	◎	
		体幹	6	体幹	◎	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用､使用	7	第８頸髄まで残存	◎	
			8	座位バランスなし	◎	
			9	その他車いす	◎	
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺､脳血管疾患、脳外傷等）	10	車いす使用	◎	
			11	杖・松葉杖使用	◎	
			12	上肢に不随意運動あり	◎	
			13	上肢に不随意運動なし	◎	
			14	片側障害	◎	
視覚障害			15	アイマスク・アイシェード有り		◎
			16	アイマスク・アイシェード無し	◎	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害			17	聴覚障害	◎	
知的障害			18	知的障害	◎	
精神障害			19	精神障害	●	

※　砲丸の重量

障害区分		男子 1部	男子 2部	女子 1部	女子 2部
肢体1	1	4kg	2.721kg		
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
肢体2	12	4kg	2.721kg		
	13				
	14				
	15				
肢体3	19	2.721kg			
	20				
	21				
	22				
視覚	24	4kg	2.721kg		
	25				
聴覚	26	4kg	2.721kg		

3 水泳

◎男女別・年齢区分別　○男女別・1部　●男女別・2部

障害区分			No.	競技種目	自由形 25m	自由形 50m	背泳ぎ 25m	背泳ぎ 50m	平泳ぎ 25m	平泳ぎ 50m	バタフライ 25m	バタフライ 50m
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			2	片前腕切断、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			3	片上腕切断、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			4	両前腕切断、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			5	両上腕切断、両上肢完全 片前腕・片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		下肢	6	片下腿切断、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			7	片大腿切断、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			8	**両下腿切断、両下肢不完全**	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			9	**両大腿切断、両下肢完全 片下腿・片大腿切断**	◎	◎	●	○	●	○	◎	
		上下肢	10	片上肢切断・片下肢切断 片上肢不完全・片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎	
			11	**多肢切断、片上肢完全・片下肢完全 両上肢不完全・両下肢不完全**	◎	◎	●	○	●	○	◎	
		体幹	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用	13	**第７頸髄まで残存**	◎	◎	◎		◎			
			14	**第８頸髄まで残存**	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			15	**下肢麻痺で座位バランスなし**	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○
	3	脳原性麻痺	17	**四肢麻痺（車いす常用）または 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能**	◎	◎	◎		◎			
			18	**両下肢麻痺　または 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能**	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			19	**片側障害で片上肢機能全廃**	◎	◎	●	○	●	○	◎	
			20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			21	その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
	4		22	**浮具使用**	◎	◎	◎		◎			
視覚障害 ※1			23	視力０から０．０１まで	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			24	その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害			25	聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○
知的障害			26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※1　視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。
　　障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

4 アーチェリー

●男女別

		No.	障害区分	リカーブ	コンパウンド
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1	第８頚髄まで残存	●	●
		2	その他の車いす	●	
	切断・機能障害	3	上肢障害	●	
		4	下肢障害（いす、車いす使用を含む）	●	
		5	体幹	●	●
	脳原性麻痺	6	脳原性麻痺 （いす、車いす使用を含む）	●	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害		7	聴覚障害	●	
内部障害		8	ぼうこう又は直腸機能障害	●	

※　「第８頚髄まで残存」には、「第６頚髄まで残存」及び「第７頚髄まで残存」は出場できるものとする。

5 フライングディスク

◎区分なし　●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由	◎	◎	●	●
視覚障害				
聴覚障害				
知的障害				
内部障害 （ぼうこう又は直腸機能障害）				

10. ボッチャ

◎男女区分・年齢区分なし

			No.	障害区分	競技スタイル 立位	競技スタイル 座位
肢体不自由	Ⅰ	切断・機能障害	1	多肢切断・両下肢完全で立位	◎	
	Ⅱ	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頚髄まで残存		◎
			3	第7頚髄まで残存		◎
			4	第8頚髄まで残存		◎
			5	多肢切断		◎
	Ⅲ	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用		◎
			7	けって移動		◎
			8	片上下肢で車いす常用、または使用		◎
			9	その他走不能	◎	
	Ⅳ		10	電動車いす常用		◎

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。
※座位で競技する選手（区分２～８及び１０）で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者及びランプ使用者について、選手に1名につき1名の競技アシスタントを認める。
※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

個人競技は、アーチェリーを除き年齢を次の区分に分けて競技するものとする。

1　身体障害者
　1部　（39歳以下）
　2部　（40歳以上）

2　知的障害者
　少年の部（19歳以下）
　青年の部（20歳～35歳）
　壮年の部（36歳以上）

※　なお、フライングディスクについては、障害区分、年齢区分は無いが、競技実施（組み合わせ編成）については、年齢順で行う。

6 ボウリング

・知的障害者のみの競技とする。
・男女別、年齢区分別に実施する。

7 バレーボール

・精神障害者のみの競技とする。
・男女混合にて実施する。

8 ミニバレーボール

・精神障害者のみの競技とする。

9 グラウンド・ゴルフ

・精神障害者のみの競技とする。

【 障 害 区 分 】

1 この競技規則は、全国大会のために制定されたものであり、肢体不自由者の場合、主として身体障害者手帳を参考にしながら、現状の障害に合った区分を選択するようにしている。したがって、運動機能の障害程度から区分される国際組織の障害区分とは大きく異なる。

2 障害区分は、競技により異なっているが、身体障害者手帳との関係から、身体の形態的・機能的な視野に立った用語を多く使用している。

3 障害が重複している場合には、選択した1つの障害区分ですべての競技に参加しなければならない。

4 肢体不自由者の障害区分

⑴ 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、片側の障害として区分する（両下肢が7級の切断の場合は、片下腿切断に区分する)。

⑵ 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害がある場合は、3肢以上(多肢)や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない(左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障害として区分する)。

⑶ 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。

⑷ 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。

⑸ 関節離断は、上位の部位の切断として扱う（肘関節離断の場合は、上腕切断となる）。

⑹ 完全とは、上肢や下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)の全てに機能障害のあるものをいう。下肢の場合は長下肢補装具なしでは体重を支えきれないものをいう。

⑺ サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位（上腕）の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。

⑻ 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、大会の競技場面のみに車いすを使用していることをいう。

⑼ 切断または機能障害のある競技者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障害区分とする。

⑽ 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車いす常用（筋ジストロフィー症など）の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。

⑾ 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。

⑿ 走可能とは、両足が地面を離れ、身体に空間を跳んでいる時期があり、かつ、両足が地面に接している時期がない運動のことである。なお、走可能と判断する場合、歩行可能で転倒せず、早歩きできるものを対象とする。

5 視覚障害の視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は0指数弁は視力0．01とする。また、矯正後の良い方の視力が0．02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害へ区分される。

6 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とする。

【障害区分の解説】

◆肢体不自由1

				障害区分名	解説
切断または機能障害	立位	上肢	切断	手部	片側および両側の手部切断者
				片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
				片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
				両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
				両上腕	両上腕の切断者
				片前腕・片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者
			機能障害	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
				片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
				両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
				両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
		下肢	切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
				片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
				両下腿	両側の下腿の切断者
				両大腿	両側の大腿の切断者
				片下腿・片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者
			機能障害	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
				片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
				両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者
				両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
		上下肢	切断	片上肢・片下肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者
				多肢切断	三肢以上の切断者
			機能障害	片上肢不完全・片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者
				片上肢完全・片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者
		体幹		体幹	頚部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する）【注1】

【注1】 四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない

◆肢体不自由2

脊髄損傷等	陸上競技	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第6頚髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
			第7頚髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頚髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力があるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
			その他の車いす	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者（例：両下肢切断のため車いすを使用し競技する者）
	水泳	脊髄損傷（脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる）	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する

【注3】（水泳）下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること

◆肢体不自由3

脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	陸上競技	車いす	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
			けって移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
			片上下肢で車いす使用	片側の上肢と下肢で車いすを操作する者
			上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者【注4】
		立位	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者
			上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のでる上肢協調運動障害があるが、走ることが可能な者
			その他走可能	【注5】
	水泳		四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者
			上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）
			上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者
			片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢のストローク動作も走ることも両方が不可能な者
			その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
			その他走可能	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者
	卓球	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
		立位	杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
			上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者
			上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者
			片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者
	その他		電動車いす常用（陸上）	四肢体幹機能障害により日常生活で常に電動車いすを使用している者
			浮具使用（水泳）	重度の四肢体幹障害のある者で、浮具を使用する者

【注4】 ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する。

【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する。

◆視覚障害

視覚障害	視力0から0．01まで	【注6】【注7】
	その他の視覚障害	

【注6】 視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。

【注7】 矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害に区分される。

◆聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害

聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	聴覚障害	区分しない

◆知的障害

知的障害	知的障害	区分しない

◆内部障害

内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない

◆精神障害

精神障害	精神障害	区分しない

全国障害者スポーツ大会「ボッチャ」競技・種目と障害区分

※裏面にフローチャートがありますので、参考にご活用ください。

			区分番号	障害区分・解説	競技スタイル		参考
					立位	座位	陸上障害区分
肢体不自由	1	切断・機能障害	1	多肢切断・両下肢完全で立位 【解説】上肢・下肢の４肢のうち３肢体を切断し、義足等を使用して立位で競技する者、もしくは脳原性麻痺以外で下肢の３大関節（股・膝・足関節）全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者	◎		
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第６頸髄まで残存 【解説】肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）		◎	１０
			3	第７頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）		◎	１１
			4	第８頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）		◎	１２
			5	多肢切断 【解説】上肢・下肢の４肢のうち３肢体を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		◎	
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用 【解説】脳原性麻痺により四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で車いす使用者		◎	１６
			7	けって移動 【解説】脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		◎	１７
			8	片上下肢で車いす常用、または使用 【解説】脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者		◎	１８
			9	その他走不能 【解説】脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無にかかわらず、走ることのできない者	◎		２０
	4		10	電動車いす常用 【解説】脳原性麻痺や脳原性麻痺以外の四肢麻痺者、多肢切断で、日常的に電動車いすを使用している者		◎	２３

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルをいう。

※座位で競技する選手（区分２～８及び10）の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者及びランプ使用者について、選手１名につき１名の競技アシスタントを認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。